

さらに、30歳未満の第1号被保険者には、「若年者納付猶予制度」が、学生には、「学生納付特例制度」があります。いずれの納付猶予制度も、猶予期間は年金の受給資格期間には反映されますが、年金額の計算には反映されません。

## 学生納付特例制度

家族の所得にかかわらず、学生（学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び学校教育法に規定する各種学校その他の教育施設であって専修学校に準ずるものに在学する方）本人の所得が一定以下（※）の場合に、在学中の保険料納付が猶予されます。

猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 平成19年度の所得基準（申請者本人のみ）

$118\text{万円} + \text{扶養家族等の数} \times 38\text{万円} + \text{社会保険料控除等}$   
家族の方の所得の多寡は問いません。

## 若年者納付猶予制度

30歳未満の第1号被保険者について、同居している世帯主の所得にかかわらず本人と配偶者の所得が一定以下（※）の場合に、保険料の納付が猶予されます。

猶予された保険料は、10年以内であれば追納が可能です。

※ 所得基準（申請者本人と配偶者）

$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$

